

参考配布

平成 29 年 7 月 18 日

【照会先】

職業安定局需給調整事業課

課長 牛島 聡

主任中央需給調整事業指導官 三輪 宗文

課長補佐 塩月 英治

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5335、5324)

(直通電話) 03(3502)5227

派遣元事業主に対する労働者派遣事業停止命令

及び労働者派遣事業改善命令

標記について、東京労働局から別添のとおり行政処分を実施し、当該処分に係る発表を行った旨の連絡がありましたので、配布いたします。なお、別添は、東京労働局が配布した資料です。

厚生労働省
東京労働局発表
平成29年7月18日

担当	東京労働局需給調整事業部 需給調整事業第二課長 加藤 辰明 需給調整事業第二課長補佐 磯 浩之 主任需給調整指導官 野上 浩一 電話 03-3452-1474 FAX 03-3452-5361
----	---

派遣元事業主に対する労働者派遣事業停止命令 及び労働者派遣事業改善命令について

東京労働局（局長：勝田智明）は、労働者派遣事業を営む事業主2社に対して、本日、下記のとおり、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成27年法律第73号。以下「労働者派遣法改正法」という。）附則第6条第5項に基づく労働者派遣事業停止命令及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下、「労働者派遣法」という。）第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

記

第1 被処分派遣事業主

- | | |
|--------|--|
| 1 名称 | 株式会社レーベン（代表取締役 中窪 由紀生） |
| 所在地 | 東京都豊島区西池袋3丁目1番15号 西池袋TSビル6階 |
| 届出受理番号 | 特13-313872（平成23年4月18日届出受理） |
| 処分内容 | 労働者派遣法改正法附則第6条第5項に基づく労働者派遣事業停止命令
（労働者派遣事業停止命令の内容は第3のとおり）
労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令
（労働者派遣事業改善命令の内容は第4のとおり） |
| 2 名称 | 株式会社WiZ（代表取締役 小林 孝道） |
| 所在地 | 東京都港区六本木3丁目5番27号 六本木YAMADAビル6階 |
| 許可番号 | 派13-306580（平成28年7月1日許可） |
| 処分内容 | 労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令
（労働者派遣事業改善命令の内容は第4のとおり） |

第2 処分の理由

1 株式会社レーベンは、A社と業務委託契約と称する契約を締結し、平成25年7月1日から平成28年12月31日までの間、労働者9名（2,068人日）を派遣し、A社の指揮命令の下、業務に従事させた。

しかし、株式会社レーベンがA社に派遣した労働者は、株式会社レーベンが雇用する労働者ではなく、他社が雇用する労働者を業務委託と称する契約により受け入れていたものであり、これらの企業の間でいわゆる「多重派遣」が行われていた。

2 株式会社W i Zは、平成26年1月6日から平成28年9月30日までの間、株式会社レーベンと業務委託契約と称する契約を締結し、労働者4名（1,183人日）を株式会社レーベンに派遣し、A社の指揮命令の下、業務に従事させた。

しかし、株式会社W i Zが株式会社レーベンに派遣した労働者の内2名は、株式会社W i Zが直接雇用する労働者ではなく、他社が雇用する労働者を業務委託と称する契約により受け入れていたものであり、これらの企業の間でいわゆる「多重派遣」が行われていた。

また、株式会社W i Zは、自己の雇用する労働者2名を株式会社レーベンに派遣し違法な労働者派遣の役務の提供を行われていた（別添1「事案の概要図」参照）。

第3 労働者派遣事業停止命令の内容

株式会社レーベンは、平成29年7月19日から同年8月18日までの間、労働者派遣事業を停止すること。

第4 労働者派遣事業改善命令の内容

1 株式会社レーベン及び株式会社W i Zは、労働者派遣事業、請負事業、出向等の全てについて、労働者派遣法、職業安定法の規定に違反していないか総点検を行い、これらに係る違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に速やかに是正すること。

なお、総点検に当たっては、特に以下の法条項について重点的に点検すること。

(1) 株式会社レーベンにおいては、

- ①労働者派遣法第26条第1項(契約の内容)
- ②同法第26条第4項(派遣元への抵触日通知)
- ③同法第41条(派遣先責任者)
- ④同法第42条第1項(派遣先管理台帳の作成)
- ⑤同法第42条第3項(派遣元事業主への通知)
- ⑥職業安定法第44条(労働者供給事業の禁止)

(2) 株式会社W i Zにおいては、

- ①労働者派遣法第26条第1項(契約の内容)
- ②同法第26条第4項(派遣元への抵触日通知)
- ③同法第26条第5項(派遣先からの抵触日通知を受けずに派遣契約を締結)
- ④同法第32条第2項(派遣労働者であることの明示)
- ⑤同法第34条第1項(就業条件等の明示)

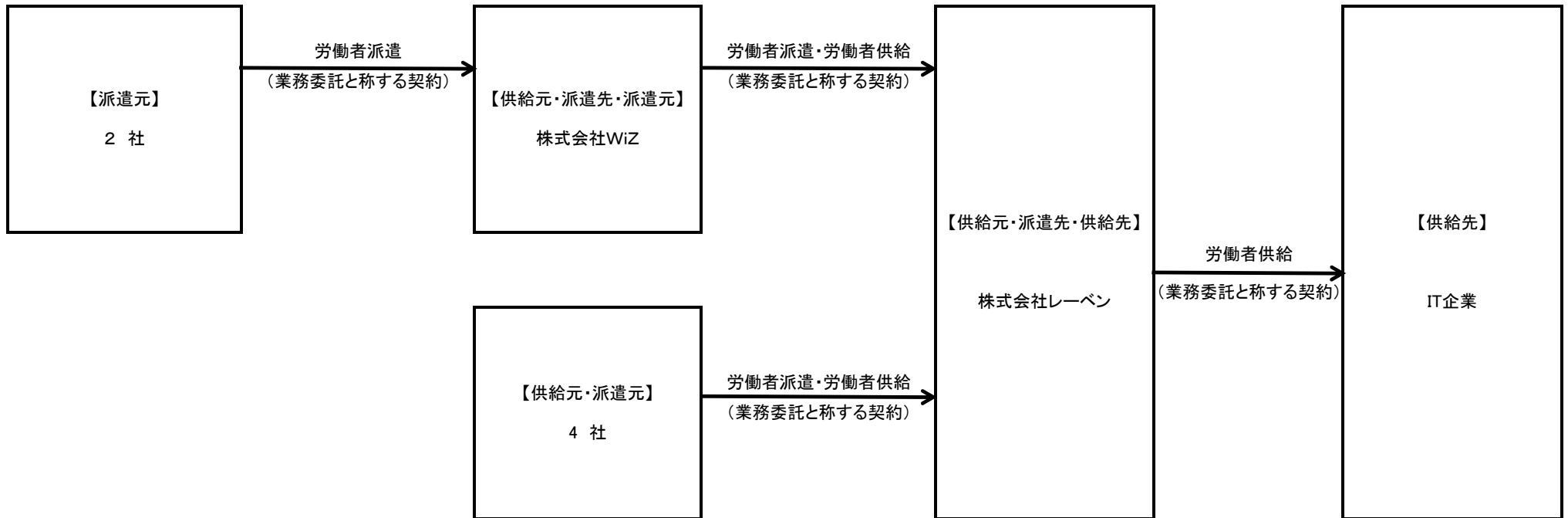
- ⑥同法第34条の2（労働者派遣に関する料金の額の明示）
- ⑦同法第35条第1項（派遣先への通知）
- ⑧同法第37条第1項（派遣元管理台帳）
- ⑨同法第41条（派遣先責任者）
- ⑩同法第42条第1項（派遣先管理台帳の作成）
- ⑪同法第42条第3項（派遣元事業主への通知）
- ⑫職業安定法第44条（労働者供給事業の禁止）

2 上記第2の労働者派遣法違反及び職業安定法違反について、その発生の経過を明らかにした上で原因を究明し、再発防止のための措置を講ずること。

3 労働者派遣法、職業安定法等労働に関する法律に違反することのないよう、全社にわたり確実な方法により法令等労働者派遣事業制度の理解の徹底を図るとともに、遵法体制の整備を図ること。

※労働者派遣法、職業安定法の関係条文は別添2をご参照ください。

事案の概案図



○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)(抄)

(契約の内容等)

第26条第1項 労働者派遣契約(当事者の一方が相手方に対し労働者派遣をすることを約する契約をいう。以下同じ。)の当事者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣契約の締結に際し、次に掲げる事項を定めるとともに、その内容の差異に応じて派遣労働者の人数を定めなければならない。

- 一 派遣労働者が従事する業務の内容
- 二 派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所の名称及び所在地その他派遣就業の場所並びに組織単位(労働者の配置の区分であつて、配置された労働者の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者が当該労働者の業務の配分に関して直接権限を有するものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)
- 三 労働者派遣の役務の提供を受ける者のために、就業中の派遣労働者を直接指揮命令する者に関する事項
- 四 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日
- 五 派遣就業の開始及び終了の時刻並びに休憩時間
- 六 安全及び衛生に関する事項
- 七 派遣労働者から苦情の申出を受けた場合における当該申出を受けた苦情の処理に関する事項
- 八 派遣労働者の新たな就業の機会の確保、派遣労働者に対する休業手当(労働基準法(昭和22年法律第49号)第26条の規定により使用者が支払うべき手当をいう。第29条の2において同じ。)等の支払に要する費用を確保するための当該費用の負担に関する措置その他の労働者派遣契約の解除に当たつて講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置に関する事項
- 九 労働者派遣契約が紹介予定派遣に係るものである場合にあつては、当該職業紹介により従事すべき業務の内容及び労働条件その他の当該紹介予定派遣に関する事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

第26条第4項 派遣元事業主から新たな労働者派遣契約に基づく労働者派遣(第40条の2第1項各号のいずれかに該当するものを除く。次項において同じ。)の役務の提供を受けようとする者は、第1項の規定により当該労働者派遣契約を締結するに当たり、あらかじめ、当該派遣元事業主に対し、当該労働者派遣の役務の提供が開始される日以後当該労働者派遣の役務の提供を受けようとする者の事業所その他派遣就業の場所の業務について同条第1項の規定に抵触することとなる最初の日を通知しなければならない。

第26条第5項 派遣元事業主は、新たな労働者派遣契約に基づく労働者派遣の役務の提供を受けようとする者から前項の規定による通知がないときは、当該者との間で、当該者の事業所その他派遣就業の場所の業務に係る労働者派遣契約を締結してはならない。

(派遣労働者であることの明示等)

第32条第2項 派遣元事業主は、その雇用する労働者であつて、派遣労働者として雇い入れた労働者以外のものを新たに労働者派遣の対象としようとするときは、あらかじめ、当該労働者にその旨(新たに紹介予定派遣の対象としようとする場合にあつては、その旨を含む。)を明示し、その同意を得なければならない。

(就業条件等の明示)

第34条第1項 派遣元事業主は、労働者派遣をしようとするときは、あらかじめ、当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項(当該労働者派遣が第40条の2第1項各号のいずれかに該当する場合にあつては、第3号及び第4号に掲げる事項を除く。)を明示しなければならない。

- 一 当該労働者派遣をしようとする旨
- 二 第26条第1項各号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項であつて当該派遣労働者に係るもの

三 当該派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所その他派遣就業の場所における組織単位の業務について派遣元事業主が第三十五条の三の規定に抵触することとなる最初の日

四 当該派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所その他派遣就業の場所の業務について派遣先が第四十の二第一項の規定に抵触することとなる最初の日

(労働者派遣に関する料金の額の明示)

第34条の2 派遣元事業主は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者に係る労働者派遣に関する料金の額として厚生労働省令で定める額を明示しなければならない。

- 一 労働者を派遣労働者として雇い入れようとする場合 当該労働者
- 二 労働者派遣をしようとする場合及び労働者派遣に関する料金の額を変更する場合 当該労働者派遣に係る派遣労働者

(派遣先への通知)

第35条第1項 派遣元事業主は、労働者派遣をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を派遣先に通知しなければならない。

- 一 当該労働者派遣に係る派遣労働者の氏名
- 二 当該労働者派遣に係る派遣労働者が無期雇用派遣労働者であるか有期雇用派遣労働者であるかの別
- 三 当該労働者派遣に係る派遣労働者が第40条の2第1項第2号の厚生労働省令で定める者であるか否かの別
- 四 当該労働者派遣に係る派遣労働者に関する健康保険法第39条第1項の規定による被保険者の資格の取得の確認、厚生年金保険法第十八条第1項の規定による被保険者の資格の取得の確認及び雇用保険法第9条第1項の規定による被保険者となったことの確認の有無に関する事項であつて厚生労働省令で定めるもの
- 五 その他厚生労働省令で定める事項

第35条第2項 派遣元事業主は、前項の規定による通知をした後に同項第2号から第4号までに掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を当該派遣先に通知しなければならない。

(派遣元管理台帳)

第37条第1項 派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、派遣就業に関し、派遣元管理台帳を作成し、当該台帳に派遣労働者ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 無期雇用派遣労働者であるか有期雇用派遣労働者であるかの別(当該派遣労働者が有期雇用派遣労働者である場合にあつては、当該有期雇用派遣労働者に係る労働契約の期間)
- 二 第40条の2第1項第2号の厚生労働省令で定める者であるか否かの別
- 三 派遣先の氏名又は名称
- 四 事業所の所在地その他派遣就業の場所及び組織単位
- 五 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日
- 六 始業及び終業の時刻
- 七 従事する業務の種類
- 八 第30条第1項(同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により講じた措置
- 九 教育訓練(厚生労働省令で定めるものに限る。)を行った日時及び内容
- 十 派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に関する事項
- 十一 紹介予定派遣に係る派遣労働者については、当該紹介予定派遣に関する事項
- 十二 その他厚生労働省令で定める事項

(派遣先責任者)

第41条 派遣先は、派遣就業に関し次に掲げる事項を行わせるため、厚生労働省令で定めるところにより、派遣先責任者を選任しなければならない。

- 一 次に掲げる事項の内容を、当該派遣労働者の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者その他の関係者に周知すること。
- イ この法律及び次節の規定により適用される法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)
- ロ 当該派遣労働者に係る第39条に規定する労働者派遣契約の定め
- ハ 当該派遣労働者に係る第35条の規定による通知
- ニ 第40条の2第7項及び次条に定める事項に関すること。
- 三 当該派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に当たること。
- 四 当該派遣労働者の安全及び衛生に関し、当該事業所の労働者の安全及び衛生に関する業務を統括管理する者及び当該派遣元事業主との連絡調整を行うこと。
- 五 前号に掲げるもののほか、当該派遣元事業主との連絡調整に関すること。

(派遣先管理台帳)

第42条第1項 派遣先は、厚生労働省令で定めるところにより、派遣就業に関し、派遣先管理台帳を作成し、当該台帳に派遣労働者ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 無期雇用派遣労働者であるか有期雇用派遣労働者であるかの別
- 二 第四十条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める者であるか否かの別
- 三 派遣元事業主の氏名又は名称
- 四 派遣就業をした日
- 五 派遣就業をした日ごとの始業し、及び終業した時刻並びに休憩した時間
- 六 従事した業務の種類
- 七 派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に関する事項
- 八 紹介予定派遣に係る派遣労働者については、当該紹介予定派遣に関する事項
- 九 教育訓練(厚生労働省令で定めるものに限る。)を行った日時及び内容
- 十 その他厚生労働省令で定める事項

第42条第3項 派遣先は、厚生労働省令で定めるところにより、第1項各号(第3号を除く。)に掲げる事項を派遣元事業主に通知しなければならない。

(改善命令等)

第49条第1項 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律(第23条第3項及び第23条の2及び第30条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定を除く。)その他労働に関する法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第49条第2項 厚生労働大臣は、派遣先が第4条第3項の規定に違反している場合において、同項の規定に違反している派遣就業を継続させることが著しく不相当であると認めるときは、当該派遣先に労働者派遣をする派遣元事業主に対し、当該派遣就業に係る労働者派遣契約による労働者派遣の停止を命ずることができる。

(権限の委任)

第56条第1項 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部を改正する法律(平成27年法律 第73号) (抄)

(特定労働者派遣事業に関する経過措置)

附則第6条第1項 この法律の施行の際現に旧法第16条第1項の規定により届出書を提出して特定労働者派遣事業(旧法第2条第5号に規定する特定労働者派遣事業をいう。)を行っている者は、施行日から起算して3年を経過する日までの間(当該期間内に第4項の規定により労働者派遣事業の廃止を命じられたとき、又は新法第13条第1項の規定により労働者派遣事業を廃止した旨の届出をしたときは、当該廃止を命じられた日又は当該届出をした日までの間)は、新法第5条第1項の規定にかかわらず、引き続きその事業の派遣労働者(業として行われる労働者派遣の対象となるものに限る。)が常時雇用される労働者のみである労働者派遣事業を行うことができる。その者がその期間内に同項の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分がある日までの間も、同様とする。

附則第6条第5項 厚生労働大臣は、第1項の規定による労働者派遣事業を行う者が施行日前に旧法(第3章第4節の規定を除く。)の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき、若しくは施行日以後に新法(第3章第4節の規定を除く。)の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき、又は職業安定法(昭和22年法律第141号)の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したときは、期間を定めて当該労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命じることができる。

○職業安定法(昭和22年法律第141号) (抄)

(労働者供給事業の禁止)

第44条 何人も、次条に規定する場合を除くほか、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。

(労働者供給事業の許可)

第45条 労働組合等が、厚生労働大臣の許可を受けた場合は、無料の労働者供給事業を行うことができる。